

軽自動車税（種別割）のお知らせ

☎ 税務課 ☎ 27-0173

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の4月1日現在の所有者に課税されます。令和7年度の税額は次のとおりです。

【原動機付自転車・二輪車及び小型特殊自動車】

車 種	区 分	年税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	特定小型原付（0.6kW以下）	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
二輪のけん引車		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400円
	その他のもの	5,900円



【四輪以上及び三輪の軽自動車】

最初（新車）の新規検査を受けた時期により、適用される税額が異なります。
自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」でご確認ください。

車両区分				税 額		
				平成24年3月31日 までに新規検査を 受けた車両	平成24年4月1日から 平成27年3月31日までに 新規検査を受けた車両	平成27年4月1日 以降に新規検査を 受けた車両
軽自動車	三 輪			4,600円	3,100円	3,900円
	四輪以上	乗 用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
			営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		貨 物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
			営業用	4,500円	3,000円	3,800円

【令和7年度グリーン化特例（軽課）】

令和6年4月1日から令和7年3月31日に新規検査を受けた車両のうち、下表のグリーン化特例適用の車両にあてはまるもの。

車両区分				グリーン化特例（軽課）適用車両		
				電気・天然ガス 自動車など	ガソリン・ハイブリッド車など	
					注 1	注 2
軽自動車	三 輪			1,000円	2,000円 ^{注 3}	3,000円 ^{注 3}
	四輪以上	乗 用	自家用	2,700円		
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨 物	自家用	1,300円		
			営業用	1,000円		

注1 令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準を90%達成した車両

注2 令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準を70%達成した車両

注3 乗用営業車のみ

※町が自動車検査証に基づき軽自動車税を軽減しますので、手続きは不要です。

※今後地方税法の改正審議によって変更となる場合があります。

軽自動車等の名義・住所変更、廃車の手続きはお早めに！

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に、軽自動車等を所有されている方に課税されます。譲渡、廃車、住所変更をしたときは、お早めに手続きを済ませてください。これらの手続きを行わないと引き続き課税されます。詳しくは、右記へお問い合わせください。

- 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（農耕作業用含む）→役場税務課
- 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車
→中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053
- 軽自動車（三輪・四輪）
→軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775